

事 務 連 絡
平成29年6月15日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

児童生徒の自殺予防に係る取組について

先般、平成29年6月7日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（29初児生第17号）により、自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況に係る調査結果について周知したところですが、「平成28年度 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況調査結果概要」の一部に、誤りがありましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

については、先般通知した調査結果を活用する場合は、訂正後の資料を使用させていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況調査結果について（訂正後）

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係 山本、疋田

電話番号 03-5253-4111 (内線 3298)

03-6734-3298 (直通)

e-mail s-sidou@mext.go.jp

(別紙)

「平成28年度 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況調査結果概要」の訂正について

4 調査結果

(4) 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育に当たり「死ぬこと」や「自殺」を取り上げた教育の実施状況

②明示的に取り上げなかった理由（複数選択可）

訂正前)

	小学校	
	学校数	割合
児童生徒の発達段階を踏まえた場合、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に扱おうと、危険な事態が生じる可能性があったため。	1,703	<u>30.3%</u>

訂正後)

	小学校	
	学校数	割合
児童生徒の発達段階を踏まえた場合、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に扱おうと、危険な事態が生じる可能性があったため。	1,703	<u>13.5%</u>